

## ■ 川南町新婚家庭家賃助成制度 ■

川南町新婚家庭家賃助成制度は、婚姻の届出から3年以内の新婚世帯に対し、家賃の一部及び通勤に係る費用の一部を助成することで、人口減少の著しい若者の「移住・定住化」を促進し、活力ある地域づくりを目的とする制度です。

この事業は、平成28年度～平成30年度の事業です。

### 1 資格要件と助成内容

#### (1) 資格要件

	内 容
① 婚姻	・婚姻の届出から3年以内の世帯
② 年齢	・申請日現在で、夫婦ともに40歳以下の世帯
③ 賃貸借契約	・申請日より過去1年以内に新たに町内の賃貸住宅（注1）を賃貸借契約（契約の解除による同一物件での再契約は除く。） ・夫婦のいずれかが借主（契約者）であること
④ 住民登録	・夫婦が同一世帯として町内に住民登録し、かつ、生活実態のある世帯
⑤ 町税等の納税	・世帯を構成する全てのものに、本町及び従前の居住地において、町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと
⑥ その他	・生活保護による住宅扶助や他の公的制度による家賃助成を受けていないこと ・申請者及び配偶者が本制度の交付対象とされたことがないこと ・家賃を滞納していないこと

(注1) 賃貸住宅とは、次の住宅を除きます。

- ・町営住宅及び県営住宅
- ・官舎、寮等の給与住宅
- ・2親等以内の親族が所有する住宅
- ・短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅）
- ・居住部分と店舗、事務所等の部分がある併用住宅で、居住用に利用される床面積が2分の1以下の住宅 等

#### (2) 助成内容

	内 容
① 助成内容	ア 家賃助成 ・助成月額 = 家賃の2分の1（※百円未満は切捨て）上限：15,000円 イ 通勤助成 勤務地によって以下のとおり加算（正規雇用者であること） ・川南町及び西米良村を除く児湯郡内並びに西都市 月額：3,000円 ・西米良村を含み西都市を除く児湯郡外 月額：5,000円

② 助成期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から36月（3年間）</li> </ul> <p>※ただし、助成期間中に資格喪失要件に該当する事由が発生した場合、その翌月以降は、助成対象ではなくなります。</p>												
③ 助成金の支払例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年5月10日に申請を行い、月額15,000円の場合</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成30年度</td> <td style="width: 30%;">11月×15,000円</td> <td style="width: 40%;">= 165,000円</td> </tr> <tr> <td>平成30、31年度</td> <td>12月×15,000円</td> <td>= 180,000円 ×2</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>1月×15,000円</td> <td>= 15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>36月×15,000円</td> <td>= 540,000円</td> </tr> </table> <p>※いずれの年度も、年度末に実績報告、年度初めに申請が必要です。</p> <p>※助成金は、家賃については毎月、通勤助成については、各年度末にまとめて交付します。</p>	平成30年度	11月×15,000円	= 165,000円	平成30、31年度	12月×15,000円	= 180,000円 ×2	平成31年度	1月×15,000円	= 15,000円	合 計	36月×15,000円	= 540,000円
平成30年度	11月×15,000円	= 165,000円											
平成30、31年度	12月×15,000円	= 180,000円 ×2											
平成31年度	1月×15,000円	= 15,000円											
合 計	36月×15,000円	= 540,000円											

## 2 申請から交付までの流れ

### (1) 当初申請

- ・「新婚家庭家賃助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、必要書類（4ページ【4】必要書類等 参照）を添えて役場 まちづくり課に提出してください。
- ・当初申請受付期間：平成28年4月1日～平成31年3月31日

#### <注意事項>

- ・郵送による受付は、行いません。直接、まちづくり課（役場2F）へ持参してください。
- ・申請にお越しいただく際、申請書に捺印された印鑑を必ず持参してください。
- ・提出された書類は、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

### (2) 交付決定通知

- ・提出書類の内容審査を行い、「新婚家庭家賃助成金決定通知書」にて結果を通知します。

### (3) 家賃分の助成金請求

- ・家賃分の助成金は、毎月お支払いします。それに伴う請求行為を行っていただきます。

### (4) 実績報告及び通勤助成分の請求

- ・2月頃に送付する「新婚家庭家賃助成実績報告書兼請求書」及び「賃貸住宅家賃支払確認書」並びに「雇用証明書」をまちづくり課へ提出してください。
- ・提出いただいた書類の内容審査を行い、交付が適当と認めた場合は、銀行振込にて交付します。

#### <注意事項>

- ・指定した期日までに書類の提出が無い場合、当該年度分の助成金をお支払できません。

### (5) 更新手続

- ・毎年4月20日までに、申請を行ってください。申請を行わない場合は、受給資格を喪失します。

### (6) 助成金の返還

- ・不正に助成金を受給していることが判明した場合は、助成金を返還していただきます。

### 3 異動の届出について

助成期間中、次のような異動があった場合は、速やかに「新婚家庭家賃助成金異動届」を提出してください。

- ① 夫婦が離婚したとき、又はいずれかが死亡したとき。
- ② 夫婦又はいずれかが他の住宅へ転居したとき（注1）。
- ③ 夫婦又はいずれかが住民登録を他の市町村へ転出したとき。
- ④ 家賃に変更が生じたとき。
- ⑤ 貸主等に変更が生じたとき。
- ⑥ 改姓又は改名したとき。
- ⑦ 生活保護による住宅扶助など公的制度による家賃助成を受けたとき。
- ⑧ 通勤助成の対象者にあつては、勤務地に変更があつたとき。
- ⑨ その他提出書類の記載内容に変更があつたとき。

（注1） 転居先が町内の場合、転居後も資格要件を満たせば、継続して助成金の交付を受けることができます。事前連絡のうえ、速やかに異動届を提出してください。

#### 4 申請時に必要となる書類等

	書 類	対 象	備 考
①	新婚家庭家賃助成金交付申請書		【様式第1号】
②	婚姻の証明（A、Bのいずれか）	申請者及び配偶者	戸籍謄抄本は発行から1か月以内のもの
	A：夫婦の記載のある戸籍謄抄本 （戸籍全部事項証明書又は個人事項証明書） B：婚姻届受理証明書		
③	賃貸の証明	契約者（申請者又は配偶者のどちらかであること。）	※賃貸借契約書の原本は確認後、返却します。
	賃貸借契約書 （原本及び全ページの写し）		
	家賃内訳証明書【様式第2号】		
④	誓約書【様式第3号】	申請者及び配偶者	
⑤	居住用面積が明らかになる図面（見取図）及び計算書	申請者	併用住宅の場合にのみ必要
⑥	町税等に滞納がないことを証明する証明書（納税証明など）	課税対象となる世帯員全員	本町に居住する者で納税状況の調査に同意する者は除く。
⑦	雇用証明書	申請者及び配偶者	通勤助成を受ける場合のみ必要
⑧	その他町長が必要と認める書類		
⑨	申請者の印鑑	申請者	

## 新婚家庭家賃助成 Q&A

### 【資格関係】

	質 問	回 答
1	年齢要件は、いつの時点で判断するのですか？	<b>当初の申請日時点</b> での年齢で判断します。 つまり、助成金の交付決定後に年齢要件を超えても、引き続き助成を受けることができます。
2	籍は入れていませんが、内縁の関係にあります。対象になりますか？	対象となりません。 対象となるためには、婚姻の届けを行っていただく必要があります。 →戸籍謄抄本等で婚姻の届出日を確認します。
3	平成29年7月に賃貸借契約をし、一人で住んでいますが、婚姻届を11月に提出し、妻と一緒に住み始める予定です。助成金の申請は、いつからできますか？	婚姻届を提出し、御夫婦ともに当該住宅の住所地に住民登録を行った後に申請にしてください。 申請日から過去1年以内に賃貸借契約を行った方が対象です。
4	平成30年5月に結婚する予定です。そのときに申請したら1年間しか助成金をもらえませんか？	当初申請受付期間が平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなっています。その間に申請し、交付決定を受けていれば、36か月間助成を受けることができます。 ただし、その間に資格喪失要件に該当した場合は、その事由の発生した翌月からは、助成対象月ではなくなります。
5	再婚でも対象になりますか？	対象になります。 ただし、夫婦のいずれかが、この助成制度の交付対象とされたことがある場合は、除きます。また、同一婚は、交付対象となりません。

【住宅関係】

	質 問	回 答
6	賃貸住宅とは、どのような住宅ですか？	民間の賃貸住宅が対象です。 <対象外の住宅> ・ 町営、県営の住宅・寮などの給与住宅 ・ 2親等以内の親族が所有する住宅 ・ 短期賃貸住宅（賃貸借契約期間が1年未満のもの） ・ 居住部分とお店などの部分がある併用住宅で、居住部分が2分の1以下の住宅
7	家賃には駐車場代も含まれますか？	含まれません。 家賃には、共益費は含みますが、駐車場代は除きます。
8	家賃が4万円ですが、助成金はいくらになりますか？	家賃: $4 \text{万円} \times 1 / 2 = 2 \text{万円}$ ですが、助成月額の上限が1万5千円ですので、1万5千円となります。
9	親が借主（契約者）ですが、夫婦で家賃を払っています。この場合でも対象となりますか？	対象となりません。 夫婦のどちらか一方が借主（契約者）である必要があります。
10	親が所有しているアパートを借りた場合は、対象になりますか？	2親等以内の親族が所有する住宅は、対象となりません。
11	店舗付き賃貸住宅に住んでいますが、補助対象住宅となりますか？	自己の居住用の床面積が2分の1以上あれば助成対象住宅となります。
12	平成30年4月1日以前に賃貸借契約を締結しています。助成対象となりますか？	申請日から過去1年以内に賃貸借契約を行っていれば、対象となります。 なお、契約期間終了に伴う更新や、一旦契約を解約し、同じ賃貸住宅で契約を行う場合は、対象となりません。
13	平成30年4月1日以降に婚姻の届出をし、引っ越しました。助成の対象となりますか？	婚姻の届出から3年以内であれば対象となります。

【申請関係】

	質 問	回 答
14	助成金の申請は、初回だけで良いのですか？	年度ごとに申請が必要になります。
15	助成金の申請や請求は郵送でも良いのですか？	郵送での受付は行っておりません。必要書類と印鑑を御持参のうえ、役場まちづくり課窓口にお越しください。

## ■川南町持家取得助成金制度のご案内■

川南町では、人口減少を抑制し、活力ある地域づくりのため、新たに持家を取得された方に、助成金を交付します。

新築、住宅の購入にかかわらず、自己の居住用に住宅を取得された方にその費用の一部を助成します。助成金は、建物の購入価格の3%で、上限30万円です。その他、若者夫婦加算、通勤助成の加算があります。

事業期間は、平成28年度～平成30年度です。

お問合せ先：役場 まちづくり課 人口対策係 0983-27-8002